

## 韓国の最近の雇用事情と雇用保障法令

日韓労働法シンポジウム・社会法研究会  
九州大学大学院法学研究科助教授

李, 鋌  
九州大学大学院法学研究科助教授

<https://doi.org/10.15017/2185>

---

出版情報：法政研究. 66 (4), pp.371-416, 2000-03-27. 九州大学法政学会  
バージョン：  
権利関係：

## 韓国の最近の雇用事情と雇用保障法制

日韓労働法シンポジウム・社会法研究会

(まとめ・翻訳／李 鋌)

東南アジアの諸国から始まった一連の金融破綻は、これまで比較的経済が安定していた東アジアまで広がり、アジア経済全体が危機に瀕している。特に、これまで東アジアの経済を支えてきた日本の経済が長い不況に陥ってからは、韓国を中心とした東アジア諸国の景気は、その落ち込みがますます激しくなっている。韓国に限って言えば、株が暴落し、完全失業率が一時期八パーセントを上回るなど、韓国の経済は朝鮮戦争以来最悪の状態とも言われている。

このような中で、韓国は、IMFや日本からの緊急支援を受け経済破綻は免れたものの、韓国の企業や社会が正常の状態に戻るには、解決しなければならない問題が数多く残されている。その最大の問題の一つが、産業構造の変革や企業リストラによって生じる失業者に対する雇用保障の問題であろう。特に、最近始まった大手財閥同士の Big Deal (事業部門の交換) は、一挙に大量の失業者を排出

し、雇用の確保や失業対策が緊急の課題となっており、このような問題は企業リストラが本格化すると事態はより深刻化すると予測される。

日本でも、景気の低迷が続くなか、各企業が終身雇用、年功序列、企業別組合を「三種の神器」とした従来の雇用制度を全面的に見直し始めており、年功給に代わって能力給である年俸制を取れ入れている企業も増えている。特に、最近のグローバル化や大競争時代の到来は、既存の日本の価値観を揺るがしており、日本的雇用慣行に慣れている企業は新しい環境にどう対応すべきか戸惑っている。このような日本企業よりもっと戸惑っているのは、実は韓国の企業(労使)である。すなわち、韓国は、これまで日本の労働法制や雇用システムを導入し、後発途上国としての Advantage を十分受けてきた。しかし、最近、日本の経済が揺れ動いてからは、アメリカ的な雇用システムの導入を試みるなど、新たなパラダイムの設定に腐心しているが、社会制度や法制度があまりにも異なるために、本格的な制度改革までには至っていない。

社会法研究会は、以上のような問題意識から、韓国と日本が現在抱えている共通の雇用問題や失業問題に関する解決策を探るという趣旨から、労働問題に詳しい両国の研究

者による共同研究を企画するようになった。その第一のステップとして、去年一二月一八日には韓国を代表する労働法学者をお招きし、「日韓労働法シンポジウム」を開催する運びとなった。今回のシンポジウムでは、まず、韓国側の三人の先生がそれぞれの研究テーマについて報告を行い、各報告について日本側の先生がコメントをしたうえで、自由討論をするという形で行われた。

日本と韓国は、雇用法制から雇用慣行、従業員の意識、労使関係、会社や組合の組織形態に至るまで、世界でも例をみないほど類似する共通点が多い。それにもかかわらず、この分野に限っていえば、両国の研究者間の学術交流は、他の分野に比べて残念なことに極めて少なかったことも事実である。その意味で、この度日韓の労働法学者が共通の問題意識を持ち、お互いに意見を交わす場を設けたのは、これからの両国間の本格的な学術交流のために大きな意義があると思われる。

なお、今回の日韓労働法シンポジウムは、韓国研究プロジェクト研究助成事業の一環として行われた。

本シンポジウムは、次のような内容と順序で行われた。

日時 一九九九年一二月一八日（土）

場所 熊本ニュースカイホテル

報告者

金裕盛

（韓国ソウル大学教授、韓国労働法学会代表理事）

「韓国における整理解雇法制の導入背景とその実際」

林鍾律

（韓国成均館大学教授、韓国労働法学会副代表理事）

「韓国の失業問題と雇用増進法制」

李銀榮

（韓国外国語大学教授、大統領諮問・労使政委員会委員）

「韓国における非正規（非典型雇用）労働者の契約期間」

間

コメンテーター

菅野和夫（東京大学教授、日本労働法学会代表理事）

清正寛（熊本大学教授）

菊池高志（西南学院大学教授）

司 会

野田進（九州大学教授）